

平成26年9月2日

佐賀市議会議長 黒田利人様

議会運営等改革検討会
会長 江頭弘美

議会運営等に関する検討結果について（第1次中間答申）

平成25年12月13日付けで議長から諮問のあった議会基本条例に基づく議会運営等に関する検討のうち、下記事項について一定の結論に達したので、当検討会の中間答申として別添のとおり提出します。

なお、議長におかれましては、この答申を尊重いただき速やかに適切な措置をとられるようお願いいたします。

記

- 1 各種会議の位置付け
- 2 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目
- 3 議会のICT化（情報共有化・文書のペーパーレス化）

議会運営等に関する検討結果

第1次中間答申書

平成26年9月2日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

答 申

	ページ
I 各種会議の位置付け-----	1
1 「議会運営委員会」と「代表者会議」の位置付け-----	1
2 「協議又は調整を行うための場」の位置付け-----	3
3 「その他の会議」の位置付け-----	4
4 議会意思の決定プロセス-----	4
5 「その他の会議」の整理・集約-----	5
II 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目-----	5
1 議会だより-----	6
2 会議の動画配信、SNSの活用-----	6
3 会議の公開-----	6
4 会議録公開スピード-----	6
5 傍聴制度-----	7
6 夜間・休日議会、議会棟見学-----	8
7 陳情・請願-----	8
8 議会モニター制度-----	8
9 市民アンケート-----	8
10 議会報告会-----	8
11 市民各層との意見交換会-----	8
12 参考人・公聴会制度-----	8
13 議会広報広聴委員会の役割-----	8
III 議会のICT化（情報共有化・文書のペーパーレス化）-----	9

参考資料

I 検討会の発足経緯と役割-----	11
II 検討会の運営方法等-----	11
III 検討会の開催実績-----	14
IV 検討会の協議概要-----	15

Ⅰ 各種会議の位置付け

議会内にある各種会議（地方自治法やこれに基づく条例により役割・権限が明確化されている常任委員会と特別委員会を除く。以下同じ。）の組織、所管事項、権限、設置・運営方法等については、これまで会議ごとに個別的視点で決定されており、体系的視点での検討はされていない。

このため、各種会議の位置付けが不明確となり、所管事項の重複や権限（会議の決定事項の取り扱い）のあいまいさ等の問題が生じている。

<参考：各種会議の現状>

会議名	所管事項	会議種別
議会運営委員会	議会内の問題全般	法定会議
協議又は調整を行うための場 全員協議会	市政に関する重要事項及び議会運営	法定会議
議会広報広聴委員会	議会の広報広聴	法定会議
議会運営等改革検討会	議会改革	法定会議
その他の会議 代表者会議	議会内の問題全般	任意会議
議案勉強会	議案の内容を確認する場	任意会議
委員研究会・勉強会	担当する市政の研究・勉強	任意会議
正副委員長会議	常任委員会間の連絡調整	任意会議
政務活動費調整会議	政務活動費の使途及び手続き	任意会議
議員研修会	議員を対象とした研修を行う場	任意会議
議会報告会	市民を対象に議会報告や意見交換を行う場	任意会議
初会合	改選後すぐに開催される日程調整等の場	任意会議

合議体である議会にとって各種会議の位置付けは、組織運営の根幹をなすものであり、議長（議会）から当検討会への諮問に当たっても「最優先に検討してほしい」旨の意見が添えられていることから、まず最初にこの項目についての協議・検討を行った。

検討結果（答申）

1 「議会運営委員会」と「代表者会議」の位置付け

議会運営委員会は、本会議の運営や委員会間の調整にとどまらず、議会内の雑多な問題を取り扱うものとして法制化されたことを受け、設置している。一方、代表者会議は、議会内の雑多な問題などを処理するため、会派等の

代表者で組織し、法令の根拠によらず任意の会議として設置している。

この実情から、議会内の案件については、各種会議の新設改廃を含め、このいずれかの会議で決定されている。しかし、案件によってはいずれの会議の所管事項なのかが不明確となっており、このことが議会運営委員会の機能を縮小させ、一部形骸化させる要因ともなっている。

議会内の案件は、この2つの会議が担うべきであるが、その役割分担については、議会の意思決定は法に根拠を置く公開の会議である議会運営委員会で市民への透明性を確保しながら行うべきであり、法に根拠を置かない代表者会議は、あくまで会派間の調整等の役割にとどめるべきである。

以上のことを踏まえ、議会運営委員会と代表者会議は、議会内の案件に関する意思決定等を担い、その所管事項の区分は次のとおりとすべきである。

(1) 議会運営委員会の所管事項

1 議会の運営に関する事項 ①会期 ②議事日程 ③議席 ④質問 ⑤発言 ⑥選挙 ⑦意見書・決議案の取り扱い ⑧請願・陳情の取り扱い ⑨議案の取扱い ⑩本会議の議事進行 ⑪議会内会議（常任委員会・特別委員会・協議又は調整を行うための場・その他会議）の新設・改廃 ⑫議会内会議間の調整 ⑬その他議会運営上必要な事項
2 会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ①議会関係の例規及び内規の制定・改廃 ②議会の先例
3 議長の諮問に関する事項 ①議会の予算 ②議会棟 ③議会基本条例の推進 ④全員協議会の開催（所管事項に限る。） ⑤議員の研修 ⑥議員の身分 ⑦政治倫理 ⑧議会の防災組織 ⑨その他議長が諮問する事項

(2) 代表者会議の所管事項

1 会派（準会派）間の連絡・調整に関する事項
2 議席・議員控室の配分に関する事項
3 議会内人事の調整等に関する事項
4 議会選出人事の調整等に関する事項
5 全員協議会の開催に関する事項

6	議員の福利厚生に関する事項
7	議会及び議長の交際費の運用に関する事項
8	外部組織からの議会への案内等に関する事項
9	市政上重要な案件の報告に関する事項
10	一般選挙後、議会運営委員が選出されるまでの間の議会運営に関する事項

<参考：所管事項区分の考え方>

次の基準で議会内すべての案件をこの2つの会議に区分した。

議会運営委員会

- ① 検討の過程や決定の理由に透明性（情報公開）が求められるもの。
- ② 検討の結果（決定）が議会運営に影響を及ぼすもの。
- ③ 議会基本条例に規定されているもの。

代表者会議

- ① 会派（準会派）間での調整、情報共有が必要であるもの。
- ② 人事等の非公開情報に属するもの。
- ③ （議会運営委員会が組織されていない場合の代替機能）

2 「協議又は調整を行うための場」の位置付け

平成20年9月の地方自治法の改正により「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」とされ、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で設置される任意の会議を、その議会の判断で法に根拠を置く会議とできるようになった。

当市議会においても、この改正に伴い任意の会議のうち議会内の案件を担う一部のものを協議又は調整を行うための場としたところであり、会議規則に各会議の名称、目的、構成員等を規定したことにより、所管事項の一定の整理は図られたものの、いまだ議会内での権限（会議の決定事項の取り扱い）は明確となっていない。

法改正の経緯・趣旨は、協議又は調整を行うための場に、議会運営委員会や常任委員会等が所管する案件についてのより詳細な協議や会派・議員間の調整を行うことを求めており、議会の意思決定を行うことを求めていない。

以上のことと先の「議会運営委員会と代表者会議の位置付け」を踏まえ、協議又は調整を行うための場は、議会運営委員会もしくは代表者会議から依頼（所管事項の付託）をされた案件について、より詳細な協議や会派・議員間の調整を行い、その決定事項を依頼元の会議に報告するものと位置付けるべきである。

また、この会議の決定事項は、議会の意思決定に当たり最大限尊重されるべきである。

なお、議会運営委員会もしくは代表者会議からその所管事項の一部が完全に協議又は調整を行うための場に委任（移管）された場合は、委任を受けた会議の決定事項が議会の意思決定になることとなる。

3 「その他の会議」の位置付け

その他の会議は、法に根拠を置かない任意の会議であるが、協議又は調整を行うための場と同様に、所管事項を明確にしながら議会運営の充実を図る目的で設置されている。

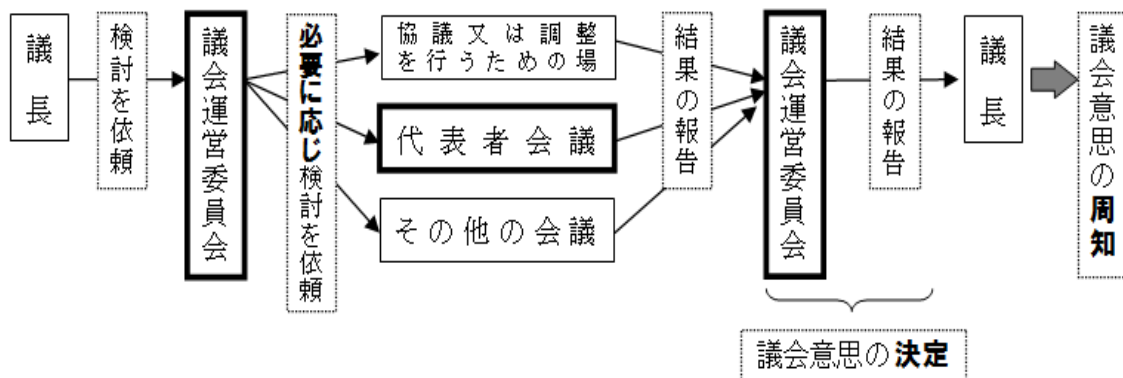
よって、先の「協議又は調整を行うための場の位置付け」同様の位置付けとするべきである。

なお、議会の透明性向上を図るため、会議の運営等に支障をきたさない限りにおいて、法に根拠を置く会議へ移行することが望ましい。

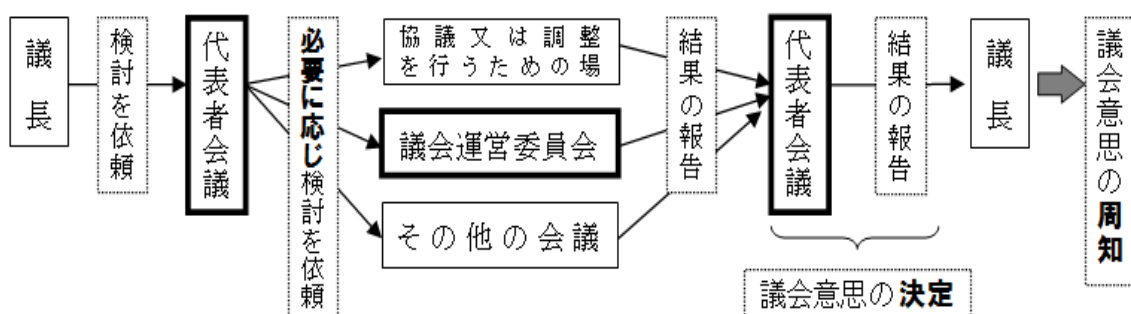
4 議会意思の決定プロセス

これまでの各種会議の位置付けに従い、議会内の案件についての議会意思は、次のプロセスで決定すべきである。

(1) 議会運営委員会の所管に属する議会内の案件の場合



(2) 代表者会議の所管に属する議会内の案件の場合



※必要に応じ検討を依頼とは？

議長から検討の依頼を受けた会議が、詳細な議論・多くの意見聴取等が必要と判断した場合に、その検討を別の会議に依頼、その結果の報告を求めることをいう。別の会議での検討結果を参考にし、かつ尊重しながら案件の処理方法等を決定し、別の会議の検討結果とともに議長に報告する。

5 「その他の会議」の整理・集約

その他の会議は、法に根拠を置かない任意の会議であるため、議会基本条例に規定する「議会の透明性」が確保されているとは言い難い。また、一方で実際の会議運営は、法に根拠を置く会議に準じて行われているにもかかわらず、法的には正式の議会活動とは認められず、会議にかかる公務災害や費用弁償等の公的保障が受けられないという議員にとっての問題点も多い。

よって、法に根拠を置く会議へ移行することが望ましいとの考えのもと、移行にともなうメリット・デメリットや現在の会議の運営状況を踏まえ、次のとおり答申する。

なお、「委員研究会・勉強会」及び「議員研修会」については、結論に至らなかったため、今回の答申は見送る。

(1) 代表者会議

所管事項の見直しに伴い、任意の会議（法定外会議）のままとすべきである。

ただし、見直し後の会議の案件や内容等の状況を見ながら、法定会議へ移行しても「案件により非公開とする」などの運営も考えられるため、協議又は調整を行うための場（法定会議）への移行については、議会内で継続的に検討していくことが望ましい。

(2) 議案勉強会

協議又は調整を行うための場（法定会議）とすべきである。

(3) 正副委員長会議

任意の会議（法定外会議）のままとすべきである。

(4) 政務活動費調整会議

任意の会議（法定外会議）のままとすべきである。

(5) 議会報告会

協議又は調整を行うための場（法定会議）とすべきである。

(6) 初会合

全員協議会（法定会議）に統合すべきである。

<参考：議会基本条例（第3条第2項）>

議会は、主催者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

<参考：その他の会議の検討の視点>

任意の会議（法定外会議）の法定化については、法定化による下記のメリット・デメリットを踏まえ検討を行った。

メリット

- ① 公務災害が適用される。
- ② 費用弁償の対象となる。
- ③ 視察旅費等の予算措置が可能となる。
- ④ 会議の公示（存在を示す）が必要となるため、議会の透明性が向上する。
- ⑤ 所管事項を明確に定める必要があるため、他の会議との役割分担が明確になる。
- ⑥ 本会議等の公の場で、会議名称や会議内容の引用が可能になる。

デメリット

- ① 会議記録作成による事務量が増大する。
- ② 所管事項を超えた調査ができないなど、会議運営の柔軟性が低下する。
- ③ 議員個々に対する会議の拘束性・優先性が高まる。

補足意見

各種会議の所管・役割等の位置付けについて答申するもので、その人選・党派制との関係等に言及しているものではない。この答申に対する議会意思の決定を踏まえ、別途、当検討会での検討を予定している。

II 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目

本市議会に設置されていた「議会のあり方検討委員会」から議長（議会）へ平成25年10月の改選前に答申された項目であるが、改選後の議会としての取り扱いなどについては検討されていないため、当検討会への議長（議会）からの諮問を受け、項目ごとに再度、協議・検討を行った。

検討結果（答申）

「議会のあり方検討委員会」が答申の全ての項目について、その妥当性・必要性を確認したため、一部の表記をより適切なものに修正し、下記のとおり答申する。

1 議会だより

次の意見を踏まえ、検討することが望ましい。

- (1) 読者との意見交換や議会報告会のアンケートの中に議会だよりについての質問を入れていくなど、市民の声を聴きながら中身の充実を図る必要がある。
- (2) 掲載する内容は前例踏襲ではなく、毎回さらなる紙面の工夫を図っていく必要がある。

2 会議の動画配信・SNSの活用

次の意見を踏まえ、検討することが望ましい。

- (1) 本会議のライブ配信については、リアルタイム翻訳等の新しい配信方法を検討する必要がある。
- (2) 本会議の録画配信については、刷新予定の議会ホームページでの配信とあわせて、その公開の時期を早めることや期間を延長することなどを検討する必要がある。
- (3) 常任委員会等の動画配信については、本会議同様、実施することを検討する必要がある。
- (4) フェイスブックについては、議会報告会等の議会情報の発信において非常に有効な手段となるため、動画配信も含めて積極的な活用を検討する必要がある。

3 会議の公開

- (1) 全ての会議の原則公開を前提に置いた上で、それぞれの会議においては、意思決定における中立性の阻害や個人情報の有無等を考慮し、公開の可否を判断すべきである。
- (2) 会議を原則公開とする以上、会議の予定を公開することが望ましい。

4 会議録公開スピード

常任委員会の会議録については、本会議の会議録と同様に次の議会までに公開できるような体制を構築するよう要請する。

5 傍聴制度

- (1) 傍聴者の利便性の向上のため、傍聴の手続の簡素化（傍聴人名簿の記載事項の簡素化や廃止）や本庁舎耐震・大規模改修工事にあわせた施設整備（休憩スペース等の確保やバリアフリー化と議会への動線の最適化）を検討することが望ましい。
- (2) 佐賀市議会傍聴規則は、あまり使用されていない言葉が多く用いられているため、改めて確認、点検をすべきである。

6 夜間・休日議会、議会棟見学

夜間・休日議会については、傍聴者をふやす効果への疑問や開催に係る経費の問題もあり、定期的を開催する必要があるとまではいえない。

しかし、議会の広報としての効果は一定程度見受けられるので、夜間・休日議会のみならず、議会棟見学や子ども議会等を含めて、議会の広報ツールとして活用することが望ましい。

7 陳情・請願

(1) 陳情については、佐賀市議会会議規則や議会の申し合わせにその取り扱いが定められていることを再確認し、この取り扱いを積極的に活用していくべきである。

(2) 陳情の処理結果については、陳情者に報告することを要請する。

8 議会モニター制度

執行部の「eさがモニター」を議会において活用することが望ましい。

9 市民アンケート

必要に応じて活用することが望ましい。

10 議会報告会

(1) 参加者の固定化の解消と子育て世代や若い人の参加をふやすことが課題であり、校区での開催が定着したことをもう一步進め、市民の要望に応じ議会が出かけていく出前講座的な開催や子育て世代、大学生等にターゲットを絞った開催を検討すべきである。

(2) 議会報告会での意見等を施策として議会全体でまとめあげていくことが求められており、このような方向性を今後模索すべきである。

12 市民各層との意見交換会

身分保障や意見交換先の選定等の問題を整理して、積極的に活用できる状況をつくっていくことが望ましい。

13 参考人・公聴会制度

この制度を積極的に活用していく立場を共通認識とし、重要な問題等のときに活用していくことが望ましい。

14 議会広報広聴委員会の役割

議会広報広聴委員会の機能については今後ますます重要度を増すとの認識である。したがって、これにふさわしい人のあり方、組織のあり方等について重要度にあわせて議会もしくは委員会の中で次の意見を踏まえて協議することが望ましい。

(1) 全体意見

① 現状の認識

ア 議会広報広聴委員会の現在の主な役割は、「議会だよりの編集」と「議会報告会」である。

イ これらについては、議会広報広聴委員会で定期的に行う業務（ルーチンワーク）とされている。

ウ 議会広報広聴委員会の今後の役割は、「議会単独ホームページの運営等」も加わり、これからますます大きくなる。

② 今後の方向性

ア 議会広報広聴委員会において、その役割や取り組み等について議論を進めていく必要がある。

イ 議会広報広聴委員会の役割等を各会派や議会として確認する。

ウ 過重な負担がかからないよう、必要な場合は各所管の委員会等へ協力を求めていく。

(2) 一部意見

① 組織の見直し

ア 常任委員会における審議内容の広報充実等のため、議会広報広聴委員会の委員構成を、これまでの会派からの選出から各常任委員会からの選出に変更する。

イ さまざまな技能を持った議員による議会広報広聴委員会を組織する。

ウ 議会広報広聴委員会を「議会だより編集委員会」と「広報広聴委員会」等に分割する。【委員会の分割】

エ 議会広報広聴委員会内で「議会だより編集部門」と「広報広聴部門」のような分科会的なものを組織する。【委員会内での役割分担】

② 支援体制の充実

ア 議会広報広聴委員会での議論において具体的になったものは、それを所管する委員会等があればそこに引き継いでいく。

イ 議会報告会の運営に当たっては、各班から数名ずつを選任して実行委員会を組織し、役割を分担する。

Ⅲ 議会のICT化（情報の共有化・文書のペーパーレス化）

ICTの活用については、議会運営の効率化、議会広報、議会内情報の共有など、その活用範囲は広く、その効果ははかり知れないものがある。また、市民の間においても、その普及率は今後ますます上昇していくことは容易に想像できる。

当検討会では「議会のICT化は、時代の要請であり、議会として早期に検

討すべき優先課題である」との認識にたち、当市議会や他市議会の現状を踏まえながら協議・検討を行った。

検討結果（答申）

当市議会内に「体系的・計画的なICT化を検討する組織（会議）」を早期に設置し、議会のICT化を推進すべきである。

<参考：ICT化の検討の視点>

当市議会においては、ICTをいろんな分野に活用しているが、個別・断片的な活用であり、議会として、これを専門に検討する組織が設置されたことはなく、ICTの活用が体系的・計画的にすすめられているとは言い難い。

厳しい市財政状況が続くなか、議会費予算も毎年削減されている。この状況において、議会としてICTを推進していくためには、議会としてのICTの活用についての方向性を明らかにするとともに、その推進策を項目別に検討・評価し、体系的にまとめた計画がなければ、予算措置は難しい。全てを実施するではなく、計画のなかで優先的なものを実施していくという視点がなければ、ICTの活用は進まない。

議会においてICTを進めていくうえで、もっとも重要なことは、議会として項目ごとに実施時期を定め、その時期にあわせ全ての議員が自己研鑽又は議会の研修等を通じて、例外なく取り組むことである。そうでなければ、ICT化は、費用対効果が得られないばかりか、その本来のメリットを失う恐れがある。